

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和３年４月２３日)

開催日及び場所			令和３年３月19日（金曜日）政策統括官第２会議室		
委員			野口和秀（公認会計士）　大森啓子（弁護士） 白鳥省吾（法人参与）		
審議対象期間			令和２年７月１日～令和２年12月31日		
審議対象案件			240 件　　　うち、１者応札案件 8 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
抽出案件			5 件　　　うち、１者応札案件 2 件 (抽出率 2 %)		

別 紙

委員からの主な意見・質問、それに対する回答等 （第52回 令和3年3月19日）

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 精米工場におけるカツオブシムシ類の発生調査請負業務【整理番号 20】 (業務概要) ○入札は、精米所 11 か所を全部まとめて対象としたのか。 ○落札率が 28%とかなり低いが、単価契約でも低入札価格の調査基準には該当しないのか。 ○11 か所の落札単価が、同じ業者でもそれぞれ違うのはどうしてなのか。 ○今回は 11 か所の工場ということだが、毎年、工場から申請が上がってくるのか。 ○この業務は、平成 23 年から続いているが、同じ工場がずっと手を挙げているのか。それとも入れ替わりがあるのか。 ○中国に承認された工場というのは幾つあるのか。	○中国向けに精米を輸出するに当たって、中国の検疫に「カツオブシムシ」が発生していないことが条件とされており、これに基づき、精米施設の指定に必要なトラップ調査の経費を一部、国が支援している事業である。 中国の米市場は、日本産米のニーズが見込まれており、中国向けの輸出拡大に取り組む環境整備を図る観点と指定申請業者の確保から、支援を行っている。 当該契約は一般競争で11か所の精米工場を対象に入札を行った中の一つで、応札者が1者であった。 ○入札は、11か所の精米工場を1か所ごとに入札を行った。 ○低入札調査は、入札公告等を行う請負契約（予定価格が1,000万円を超えるもの）で、調査基準価格は予定価格の60%となっているが、単価契約でも調達数量をもって換算しており、予定価格を下回っているので該当しない。 ○精米工場の面積、トラップの設置箇所数、事業所から工場までの距離というものが影響している。 ○トラップ調査をしたい工場を公募して、手の上がった工場と契約している。 ○入れ替わりはある。最初から続いている工場は少なく、途中で申請を取り下げた会社、新しく工場ができたので、申請するという工場もある。 ○今までこの調査をやった工場で承認されたのは2件である。

2 政府所有麦寄託契約【整理番号 160】 (業務概要) ○随意契約とした理由をもう少し分かるように説明いただきたい。 ○公募した複数のところから手が挙げれば、別に随契にしなくてもいいと思うが。 ○公募して応募してきた保管場所が幾つかある中で、距離等の条件を考慮して選別したということになるのか。 ○公募してきたところ全部と契約したのか。	○新型コロナウイルスの発生に伴い、輸出国に物流が長期間、停滞する恐れがあるだけでなく、全世界的な穀物貿易に甚大な影響を与え得る恐れがあることから、これらの不測の事態に備えて緊急的に国が輸入小麦を前倒しして輸入し、備蓄することにより、国民への食糧供給に万全を期するという目的で行った事業である。 輸入小麦を前倒しで輸入し備蓄するから、備蓄の積増し分として、収容場所が足りなくなるため、新たなサイロを活用し、保管場所を確保する必要があることから、公募によって要件を満たす保管場所と寄託契約を交わした。 なお、今回の寄託契約については、あくまでも契約してすぐに麦を保管するというのではなく、要件を満たす場所を広く確保しておきたいということから公募による募集とした。 ○通常使用しているサイロには備蓄麦が入っており、輸入の前倒しで保管する量が増えることから、更なる保管スペースが必要となる。 ある特定の場所だけでは当然保管できないので、幅広く必要となる場所を確保するため、契約の性質又は目的が競争を許さないものであるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行った。 ○国が買い入れた小麦は、製粉企業等に売り渡すことになるが、その製粉企業等が日本全国、様々な場所にあり、売渡しに当たって売渡先に近いところに保管する方が、運送経費が掛からないことや製粉企業等の需要に応じた保管場所というのが必要となることから、一般競争で落札したところに保管しなければならないことを考慮すると、公募で広く保管場所を指定しておき、上記の条件に見合う保管場所が選択できるよう随意契約とした。 ○実際に契約自体は45業者と契約を交わしたが、実際に小麦を入れる際には、距離等の状況を勘案した。 ○要件を満たしたところと契約を交わした。
---	--

○実際に物が入らなければ支出は発生しないということか。 ○実際の保管料の金額は、それぞれの倉庫ごとにどうやって決めたのか。 ○現在も実際に保管されているのか。	○然り。 ○2.3か月分の食糧麦の備蓄事業の一部分を助成している事業者の保管料は、同じ単価で契約した。備蓄事業に参加していない全く新しいサイロ業者については、その事業における単価か、国土交通省への届出料金の単価と比べて安い方の単価で契約した。 ○備蓄麦は昨年7月からサイロへ入って、国が保管を始め、今年3月末には全て販売を行い、国の所有麦は無くなった。
3 園芸施設共済事業の制度改正に伴う「農業共済再保険事務処理システム」の改修業務【整理番号 239】 (業務概要) ○今回の改修業務の競争参加資格には、過去に今回のような改修業務の実績がある要件ではなく、保守業務に関するものを要件としたということか。 ○保守業務と同等のレベルであれば、改修業務も対応できるだろうという判断か。 ○元々の開発した業者ではなくても、こういった改修はできるのか。	○今回の改修業務は、農業共済制度の5つある共済事業のうち、園芸施設共済について、補償額の上限上乗せを可能とするなどの制度改正があり、この改正に伴い、再保険事務処理システムの改修（団体から送られてくるデータが変更、追加されることから、データの受入、データベースへの登録、データの検索・抽出が行えるようシステムを修正）する業務となっている。 当該契約は一般競争入札で、4者から応札があった。 ○然り。システム改修自体は制度改正がなければ生じないので、最近の実績のある保守業務について要件として載せた。 ○然り。特にアプリケーションプログラム等の保守業務を実施している業者であれば、今回の改修業務は十分に対応できると判断した。 ○然り。比較的作業としては単純な方だと業者からは聞いている。

4 政府所有米麦情報管理システムの歳入金電子納付等に係る設計業務【整理番号 240】 (業務概要) ○ADAMS II とREPSに新しい歳入金の電子納付システムが付いているが、これは各省汎用のものになぐというイメージになるのか。 ○そうするとREPSにつなぐまでの開発は各省がやるということか。 ○当該案件は、入札を実施したけれども、一者応札となって、そこと随意契約をしたということになるのか。	○輸入米麦等における売買等の管理は、政府所有米麦情報管理システムの構築により業務を行っている。 そのうち米麦の売渡しにおいては、輸入米麦の売渡代金あるいは国内米の販売代金に係る歳入金納付があり、現在は財務省会計センターが発行する納入告知書を事業者に対して発行し、事業者は金融機関（日銀の歳入代理店、銀行の窓口）にその納入告知書と代金を持って行くか、ATM、ペイジーにより支払っているが、今回はこの米麦システムを利用している米・麦の買受事業者が、米麦システム上から歳入金をインターネットバンキングのように、システム上で歳入金の電子納付が行われるシステムを構築するため、それに先駆けて昨年9月に設計業務ということで入札に付した。 当該契約は、一般競争入札を実施したが不落となったことから随意契約を行った。応札者1者であった。 ○然り。このREPSという機能は財務省会計センターが持っている電子的に収納するシステムであり、米麦システムで連携基盤を経由して共有をかけて、必要な情報のやり取りや電子的納付を行うものである。 ○然り。当方と言うと、それぞれ各省で広く国民の方から様々な納付金などお金の収納のやり取りがあるので、個別で業務ニーズに即した形でシステムを構築している省庁は、このような形で構築して対応している。 ○然り。IT事業者といえども、システムに知見とスキルを有していて、きちんと連携基盤、あるいは会計センターをはじめ様々な情報ネットワークに精通している事業者の選定が必要不可欠と考えていることから、総合評価落札方式としており、結果として1者となったのは否めない。 入札参加は1者であったが、1回目で落札しなかったため、引き続き2回再入札を行ったが、落札しなかったことから、参加者と意思確認の上、後日、不落随契を行った。
---	---

○特に開発期間が短くてタイトであるということではないのか。 ○1者になってしまった原因の一つが、説明会がなかったためと思うが、こういうことを回避するという点で、例えばウェブ等での対面でない方法による開催というのは難しいのか。 ○米麦情報管理システム自体は、富士通が開発したシステムだが、他はなかなか参入できなかったということか。 ○電子納付というと、農水省の中の特定ハードウェアの中のプログラムだけではなくて、外のクラウド上にあるようなシステムの開発とかも含まれるということか。	○それはないと思う。今回、昨年9月に調達をかけて、今年3月までの約半年ということにはなっているが、いわゆる設計業務なので、この設計書に基づき別途、開発を行うということにしている。決して設計業務だけでいったら、短いということではないと理解している。 ○ご指摘の通り、ウェブで説明会を開催するという方法も検討の余地があったかと思う。 ○今回、歳入金電子納付は機能とすれば、新たに開発するということで、当然、システムの世界ですから開発事業者の多少なりとも優位性というものは否めないところではあるが、今回、入札説明書の受取については富士通を含めて3者が受領している。 ○財務省会計センターのREPSとの接続には、連携基盤を経由して、データの送受信のやり取りをさせるということになる。状況に応じていかに最終的にREPSとの連携を図らせるかということが課題であり、それぞれのシステムの中身に応じた形で、どういった形の連携が望ましいのか考える必要がある。
5 輸入麦買入委託契約 食糧小麦オーストラリア産ASW【整理番号40】 (業務概要)	○当該事業は、国内で消費する小麦の約9割近くを輸入しており、国内産麦で量的、質的に足りない部分を外国産で補っており、輸出国における麦の買い付けから、我が国所定の引き渡し場所へ搬送するまでの業務と、その他付随する業務を輸入商社に委託する契約を結び、麦の輸入を行っている。 指名競争入札としているのは、安全かつ良品質な輸入麦の安定供給を確保する観点から、一定の資産・信用、経験等の要件を満たし、契約が確実に履行できる能力を有すると判断した輸入業者を競争入札の有資格者としている。

○契約内容等に特に質問等はなく、手続きについても問題ない。	今回の契約案件は、食糧小麦オーストラリア産ASW 2万6,825トンの買付け、本邦輸入港引渡場所への搬送で応札者は5者である。 ○引き続き適正に実施する。
--------------------------------------	---

(注) 予定価格が類推される内容は除いています。